

DV被害者等に対する「特別応援給付金」について

1. 趣旨

相模原市では、「定額給付金」、「子育て応援特別手当」の受給対象者でありながら、配偶者からの暴力から逃れるため世帯主と別居し、追跡の恐れから住民基本台帳の異動手続きを行うことのできなかつたDV被害者（注）とその同伴者を対象に、緊急生活支援として特別応援給付金を支給する。

なお、特別応援給付金は、「定額給付金」、「子育て応援特別手当」と同額とする。

（注）DV被害者とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者。

2. 給付対象者

特別応援給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者。

- ① 相模原市の定額給付金対象者で、平成21年4月29日において、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）の住民基本台帳に記録されている住所以外に居住し、居住以前にDV被害者であることが公的機関の証明書等により確認できる者
- ② 他市町村の定額給付金対象者で、基準日において、DV被害者であることが公的機関の証明書等により確認でき、基準日から引き続き申請日まで相模原市内に居住している者

※ DV被害者であることの確認書類（裁判所の保護命令決定通知書、配偶者暴力相談支援センター又は警察署の証明書等公的機関が発行する証明書類）

※ 居住していることの確認書類（賃貸住宅の契約書、賃借料や光熱水費を支払った事実を証する書類又は福祉施設の施設長による在所証明等居住していることを客観的に証明できる書類）

①、②ともに同伴者についても給付対象者とする。

3. 経費

特別応援給付金の支給対象者は同伴者を含め、推定で200人・事業費は約400万円を想定し、6月議会補正予算案に必要な経費を計上する予定。

なお、財源については、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用する予定。

4. 周知方法等その他

市が把握している給付対象者32世帯には申請書を郵送する。このほかで対象となる方には、広報さがみはらや市のホームページ等で周知を図る。

受付期間は、6月1日から11月2日まで。

お問い合わせ先

市民局市民活力推進部男女共同参画課

☎042—769—8205（直通）

【県内他市の状況】

2月1日現在におけるDV被害者の状況

(調査：平成21年5月15日現在)

1. 住民登録がある者だけを対象者としている市	1市（横須賀市）
2. 居住している者だけを対象者としている市	2市（伊勢原市・小田原市）
3. 住民登録者及び居住者双方を対象者としている市	0市
4. 検討中	2市（横浜市・川崎市）

【政令市及び関東地方における中核市等40自治体に調査】

1. 住民登録がある者だけを対象者としている市	2市
2. 居住している者だけを対象者としている市	21市
3. 住民登録者及び居住者双方を対象者としている市	8市
4. 検討中	6市
5. 実施しない	1市
6. 未定	2市

【具体的な周知方法】

1. 6月1日より市のホームページにて情報提供開始
2. 6月15日号広報さがみはらに情報提供記事掲載
3. 相談窓口を設置している関係各課・機関への情報提供依頼
4. 県内一時保護施設等への情報提供依頼